及び第 3 項に規定する事業をいう。）により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては 0.3、その他のものにあつては 0.6

F　平成 7 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　平成 26 年度以前に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H_n　平成 n 年度（平成 27 年度以降に限る。）に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.045

　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045

I_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0450

　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

J　地下鉄事業続特例債の当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

K　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成元年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

L　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

M　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債の当該年度に

及び第 3 項に規定する事業をいう。）により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては 0.3、その他のものにあつては 0.6

F　平成 7 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　平成 26 年度以前に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H_n　平成 n 年度（平成 27 年度以降に限る。）に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.045

　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045

J　地下鉄事業続特例債の当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

K　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成元年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

L　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

M　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債の当該年度に